

議案第 28 号

栗山町水道事業給水条例の一部を改正する条例

栗山町水道事業給水条例（平成 23 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 管理（第 34 条—第 37 条）」を

「第 5 章 管理（第 34 条—第 37 条）」

第 6 章 布設工事監督者及び水道技術管理者（第 38 条—第 40 条）」に、

「第 6 章」を「第 7 章」に、「第 38 条」を「第 41 条」に、「第 39 条」を「第 42 条」に、「第 7 章」を「第 8 章」に、「第 40 条」を「第 43 条」に、「第 8 章」を「第 9 章」に、「第 41 条」を「第 44 条」に改める。

第 1 条中「定める」の次に「とともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める」を加える。

第 41 条を第 44 条とする。

第 8 章を第 9 章とする。

第 7 章中第 40 条を第 43 条とする。

第 7 章を第 8 章とする。

第 6 章中第 39 条を第 42 条とし、第 38 条を第 41 条とする。

第 6 章を第 7 章とし、第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 布設工事監督者及び水道技術管理者

（布設工事監督者を配置する工事）

第 38 条 法第 12 条第 1 項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第 39 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第40条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者にあつては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。